

仕 様 書

1. 件 名 自動販売機設置に係る市有財産貸付
2. 契約期間 物件番号①～⑫ 令和8年10月1日～令和11年9月30日
物件番号⑬ 令和8年10月1日～令和10年6月30日
3. 貸付物件 自動販売機設置に係る市有財産①～⑬

(1)自動販売機の仕様

1) 外寸

番号	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)
物件番号①	1200	1000	2500	1.20
物件番号②	1200	1000	2500	1.20
物件番号③	1200	1000	2500	1.20
物件番号④	1400	900	2500	1.30
物件番号⑤	1200	900	2900	1.10
物件番号⑥	2200	1500	2500	3.30
物件番号⑦	1200	800	2900	1.00
物件番号⑧	1200	1000	3000	1.20
物件番号⑨	1200	1000	3000	1.20
物件番号⑩	1200	1000	3000	1.20
物件番号⑪	2200	1000	2250	2.20
物件番号⑫	2200	1000	2250	2.20
物件番号⑬	2200	1000	2250	2.20
物件番号⑭	1400	1800	2250	2.52
物件番号⑮	1200	1000	2200	1.20
物件番号⑯	1200	1000	2500	1.20
物件番号⑰	1200	1000	2500	1.20
物件番号⑱	1200	1000	2500	1.20
物件番号⑲	1200	1000	2500	1.20
物件番号⑳	1500	1000	2500	1.50
物件番号㉑	1200	1000	2500	1.20
物件番号㉒	1500	1000	2500	1.50
物件番号㉓	1500	1300	2500	1.95

(※1) 原則、貸付面積には、放熱余地・子メーター設置部分を含むものとし、空き容器回収ボックス設置部分は含まないものとする。

(※2) 設置場所については6ページ以降を参照のこと。

(※3) 設置は物品番号ごとに1台とする。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

2) 設置条件

①「学習省エネ」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機であること。

②タイマーによる電気調節等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自動販売機の照明を消灯することができる機種であること。

③ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、できる限りかがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

④物件番号①～⑳は、キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。非接触型については最低でも交通系と流通系の電子マネーの使用を可能とすること。

※キャッシュレス決済機器の調達が困難な場合は、羽生市と設置事業者の協議の上、できる限り早期に導入できるよう努めるとともに、機器の数量に限りがある場合は、優先的に導入する施設を決定すること。

⑤物件番号④、⑤、⑦、⑮～㉑の自動販売機については、災害救援ベンダー仕様の自動販売機とすること。

※設置事業者は、担当課と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結し、災害時におけるサポートをすること。

(2) 自動販売機の設置・管理・運営について

①自動販売機を設置する場合、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置に講ずること。

②販売物品の安全性確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、屋内設置ではあるが、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

④設置する自動販売機については、保守業務を随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。

⑤借受人は、自動販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、商品補充及び変更、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限管理に留意し、衛生管理対策の徹底を行うこと。

(3) 販売品

- ① 煙草・アルコール類の販売品は認めない。
- ② 物件番号①及び②については、缶、ペットボトル飲料及びパック飲料の商品とする。
- ③ 物件番号⑧については、アイスクリーム類及び氷菓（以下「アイス」という。）のみとする。
- ④ 物件番号⑩については、菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品とする。
なお、菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品に缶、ペットボトル飲料を併せることを可能とする。
- ⑤ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(4) 商品補充・変更・賞味期限の確認

設置者において、商品の補充及び変更、賞味期限の管理等を行うとともに、販売品の衛生管理対策の徹底を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

(5) 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者において、売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

(6) 故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、設置者において、速やかに保守員を派遣し対応するとともに、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。なお、設置する自動販売機に対しては、故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

- ① 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。
- ② 回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。
- ③ 使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は開庁日のみとし、閉庁日における作業は認めない。
- ④ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(8) 費用負担

① 電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所貸付料（以下「貸付料」という。）とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。

なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎月末又は施設管理者が指定した期日に検針を実施の上、料金については、各施設の毎月の電気料金に係る自動販売機の使用電力量按分を用いるものとする。

② 自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理責任者の指示に従って行うこと。

(9) 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、施設管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができない。

4. 使用上の制限

貸付決定以降、貸付期間満了までの間は、以下の事項について遵守してください。

- ① 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ② 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

5. 貸付場所及び施設概要等

(1) 貸付場所及び面積

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
①	市役所本庁舎	東 6 丁目 15 番地	建物内の一部 (1 階ホール付近)	物件位置図のとおり	1. 20 m ²
②					1. 20 m ²
③			敷地内の一部 (埼玉りそな銀行 ATM 付近)		1. 20 m ²
④					1. 30 m ²
⑤	羽生駅自由通路	南 1 丁目 1 番 62 号	敷地内の一部 (西口の階段下付近)		1. 10 m ²
⑥			敷地内の一部 (西口エレベーター横付近)		3. 30 m ²
⑦			敷地内の一部 (東口の階段下付近)		1. 00 m ²
⑧			建物内の一部 (2 階通路内)		1. 20 m ²
⑨					1. 20 m ²
⑩					1. 20 m ²

⑪	消防本部	藤井下組 990 番地 1	建物内の一部 (1 階ホール)		2. 20 m ²
⑫			建物内の一部 (1 階ホール)		2. 20 m ²
⑬	消防署西分署	上岩瀬 718 番地 1	敷地内の一部 (西側出入口付近)		2. 20 m ²
⑭	図書館・郷土資料館	下羽生 948 番地	敷地内の一部 (正面出入口付近)		2. 52 m ²
⑮	羽生市民プラザ	中央 3 丁目 7 番 5 号	建物内の一部 (1 階給湯室付近)		1. 20 m ²
⑯	須影公民館	須影 714 番地	敷地内の一部 (建物正面付近)		1. 20 m ²
⑰	岩瀬公民館	上岩瀬 2367 番地	敷地内の一部 (出入口付近)		1. 20 m ²
⑱	井泉公民館	藤井上組 275 番地	敷地内の一部 (建物正面付近)		1. 20 m ²
⑲	三田ケ谷公民館	弥勒 634 番地 1	敷地内の一部 (出入口付近)		1. 20 m ²
⑳	羽生スカイスポーツ公園	常木 1175 番地	敷地内の一部 (駐車場内)		1. 50 m ²
㉑			敷地内の一部 (上段トイレ前付近)		1. 20 m ²
㉒	市民農園	東 4 丁目 2192 番地	敷地内の一部 (市民農園内休憩所付近)		1. 50 m ²
㉓	清掃センター	三田ケ谷 1863 番地	敷地内の一部 (粗大ゴミ施設南)		1. 95 m ²

(2) 物件調書

【物件番号①、②、③：市役所本庁舎】

○施設概要

ア 開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
 イ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日

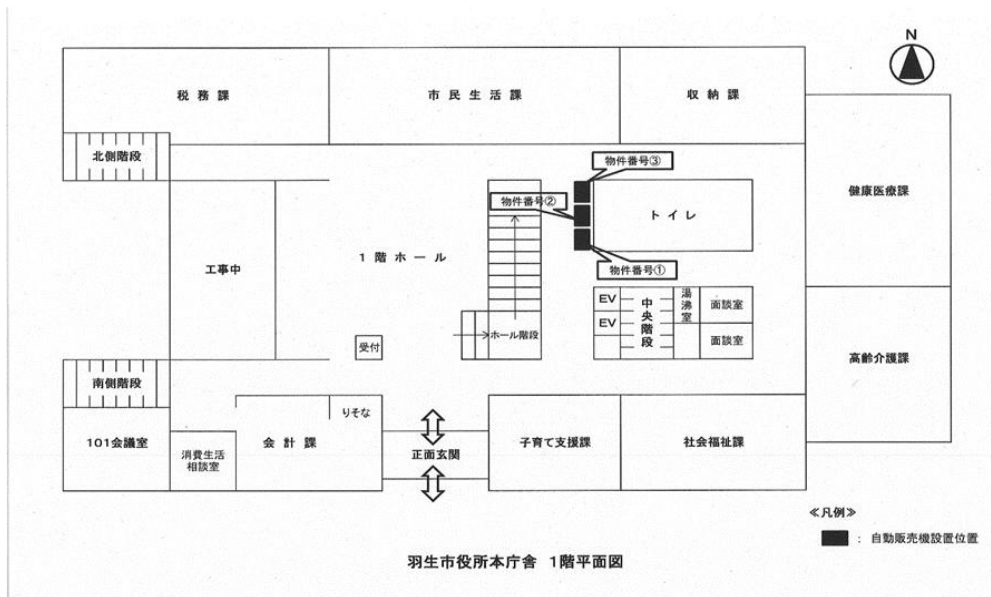
- 1) 日曜日（第1、3日曜日の午前中を除く）
- 2) 土曜日
- 3) 年末年始（12月29日から1月3日）
- 4) 国民の祝日に関する法律で定める休日

ウ 勤務者数 314名（令和8年4月1日現在）

○販売種別

物件調書① 缶・ペットボトル・パック飲料
 物件調書②及び③ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号④：市役所本庁舎敷地内の一部（埼玉りそな銀行 ATM 付近）】

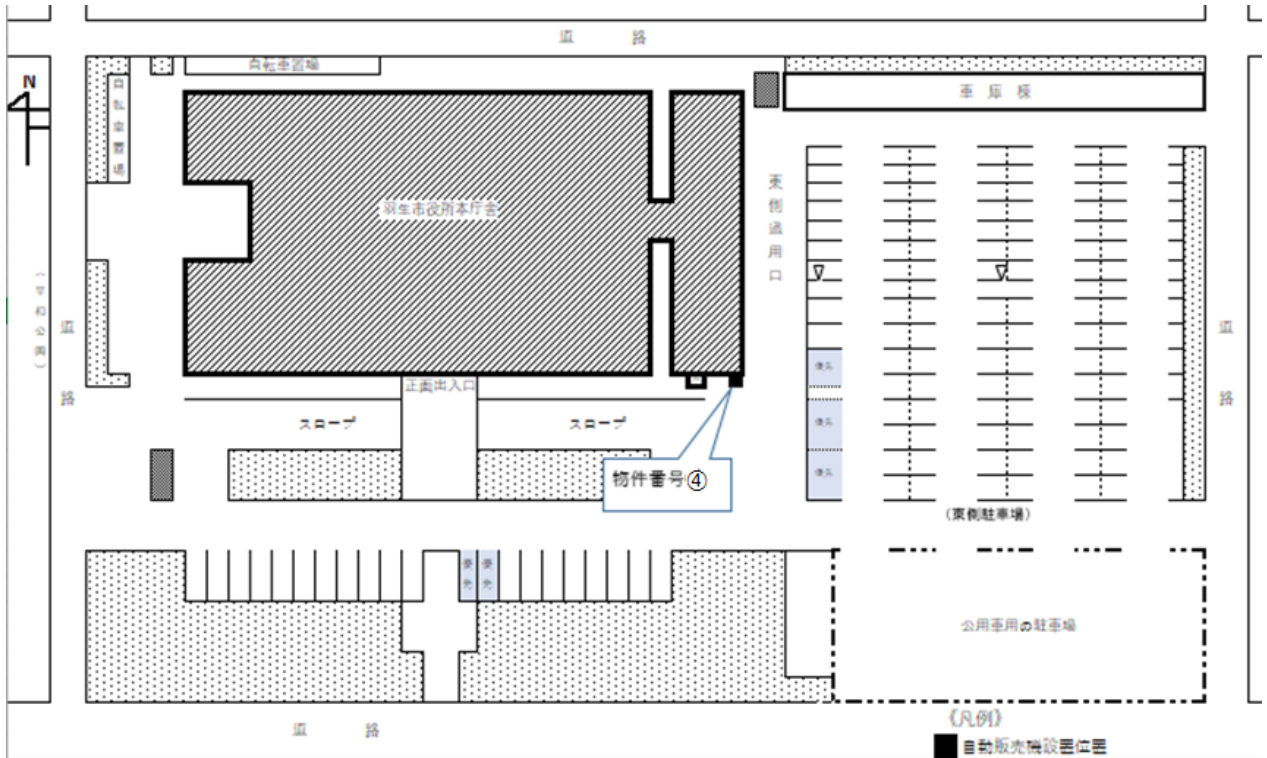
○施設概要

- ア 開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
- イ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日
 - 1) 日曜日（第1、3日曜日の午前中を除く）
 - 2) 土曜日
 - 3) 年末年始（12月29日から1月3日）
 - 4) 国民の祝日に関する法律で定める休日
- ウ 勤務者数 314名（令和8年4月1日現在）

○販売種別

物件調書④ 缶・ペットボトル

○位置図



物件番号④



【物件番号⑤～⑩：羽生駅自由通路】

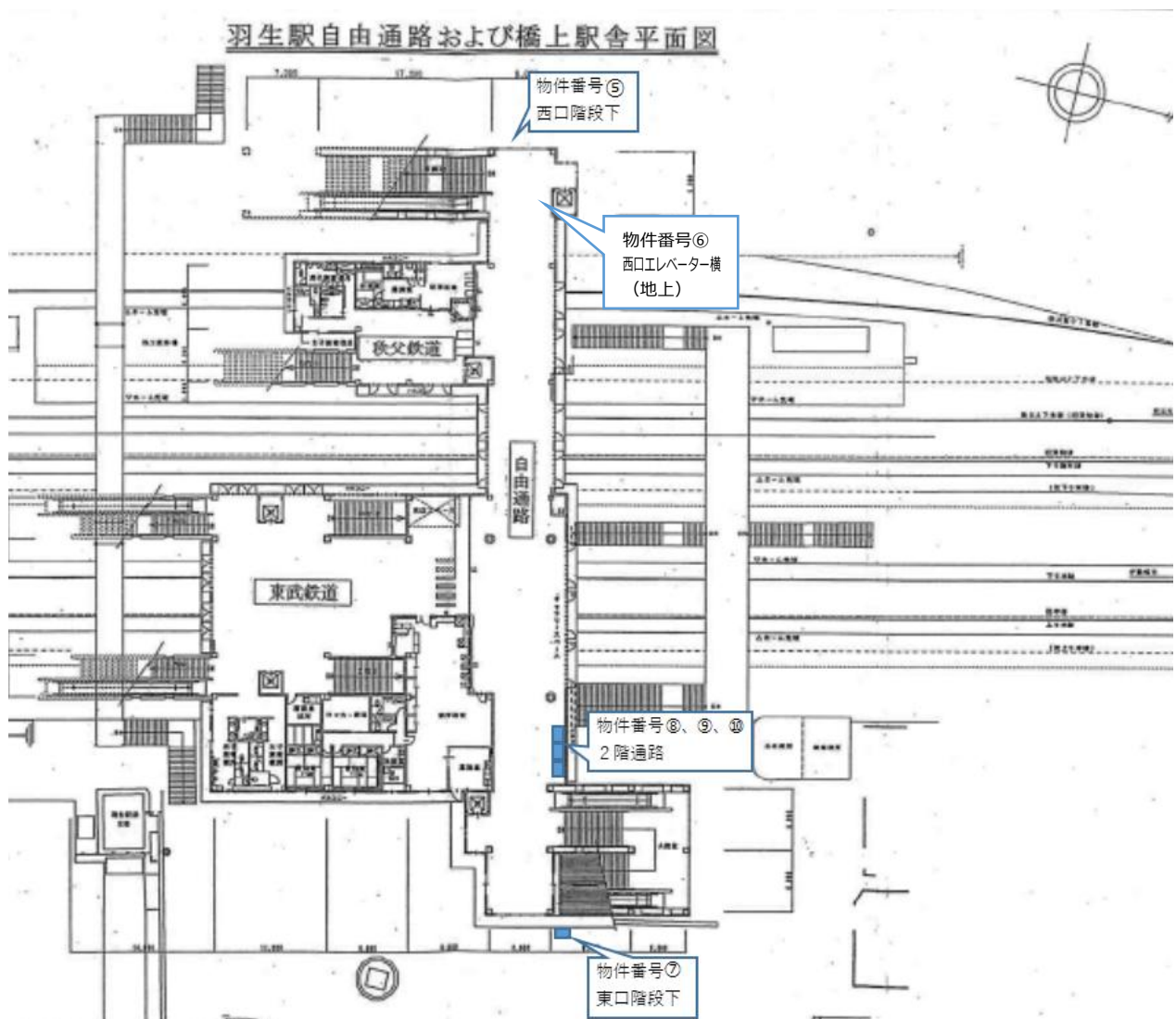
○施設概要

- ア 始発時刻 午前5時8分（東武鉄道の浅草・久喜方面）
午前5時39分（東武鉄道の館林・赤城方面）
- イ 終電時刻 午後10時44分（東武鉄道の浅草・久喜方面）
午前0時22分（東武鉄道の館林・赤城方面）
- ウ 乗降人数 11,690名（ホームページより）＊令和7年度1日平均
11,646名（ホームページより）＊令和6年度1日平均

○販売種別

- 物件調書⑤、⑥、⑦及び⑨ 缶・ペットボトル飲料
物件調書⑧ アイス
物件調書⑩ 菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品

○位置図





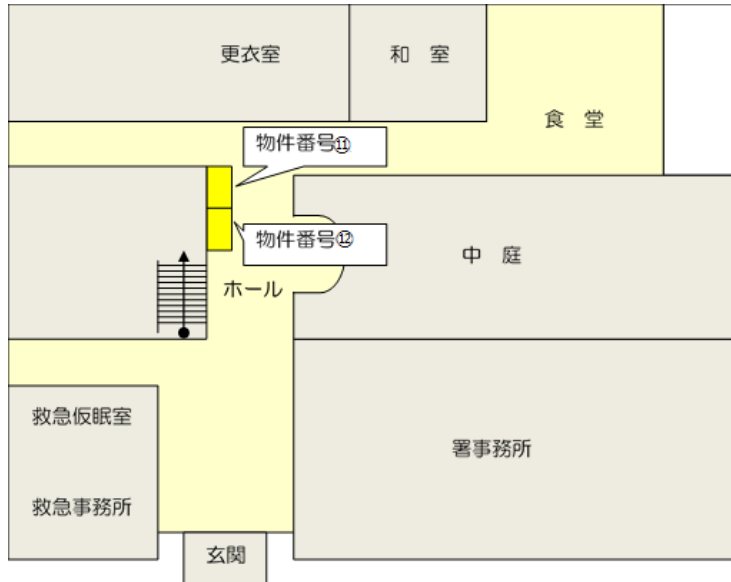
【物件番号①、②：消防本部】

○施設概要

ア 開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
イ 開庁日 毎日
ウ 勤務者数 63名（令和8年4月1日現在）

○販売種別 物件調書① 缶・ペットボトル
物件調書② 缶・ペットボトル

○位置図



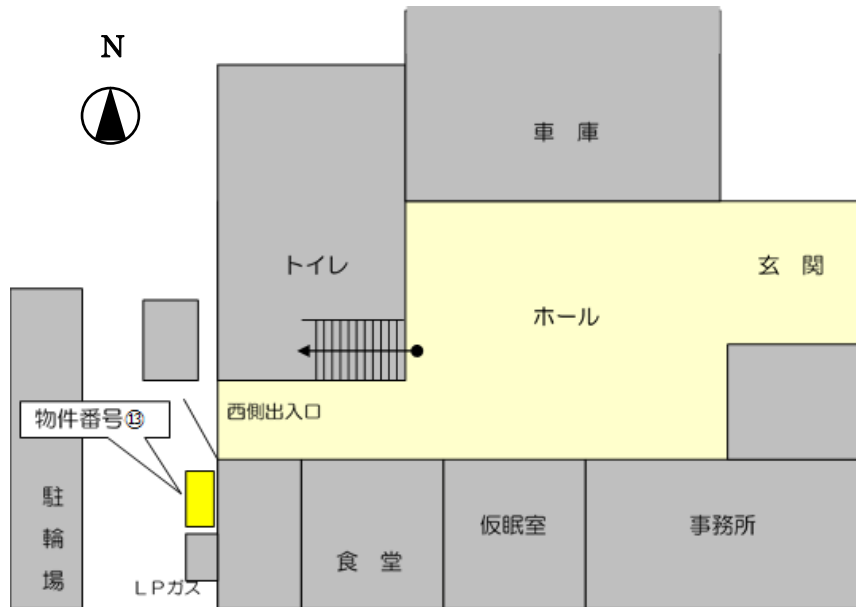
【物件番号⑬：消防署西分署】

○施設概要

- ア 開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
- イ 開庁日 毎日
- ウ 勤務者数 16名（令和8年5月1日現在）

○販売種別 物件番号⑬ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号⑭：図書館・郷土資料館】

○施設概要

ア 開館時間 午前9時00分 から 午後6時00分 まで

イ 開館日 次の閉館日を除く毎日

- ① 火曜（祝日の場合は開館し、翌平日）
- ② 例月整理日（7月、8月を除く各月1日以内）
- ③ 特別整理日（事業年度中10日以内）
- ④ 年末年始（12月28日から1月4日）

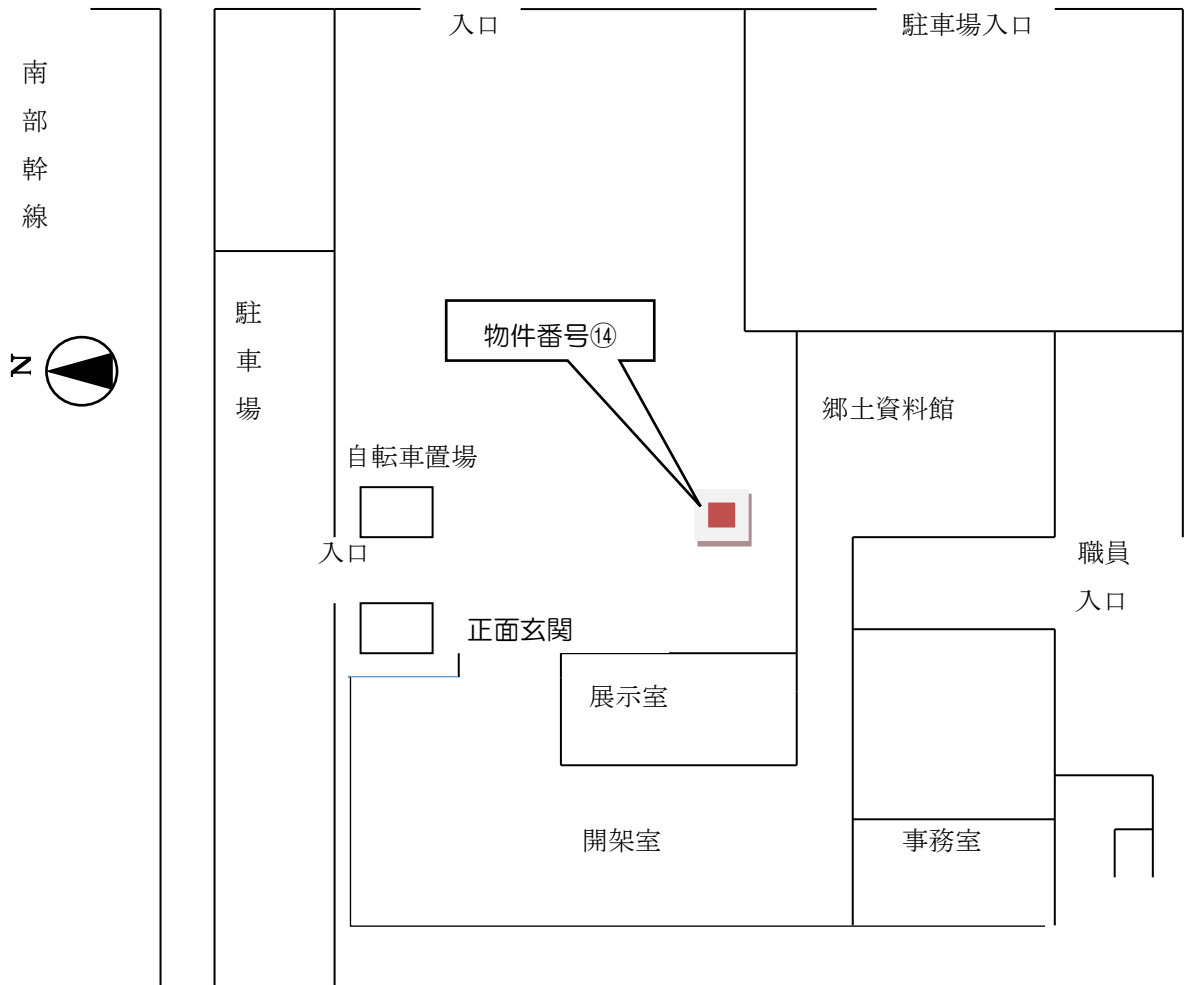
ウ 勤務者数 30人（令和8年4月1日現在）

エ 来館者数 平均238人／日（令和6年度実績）、平均238人／日（令和7年度実績）

○販売種別

物件番号⑭ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号⑮：羽生市民プラザ】

○施設概要

ア 開館時間 午前8時30分 から 午後22時00分 まで

イ 開館日 次の閉館日を除く毎日

①年末年始（12月29日から1月3日）

②その他臨時休館日

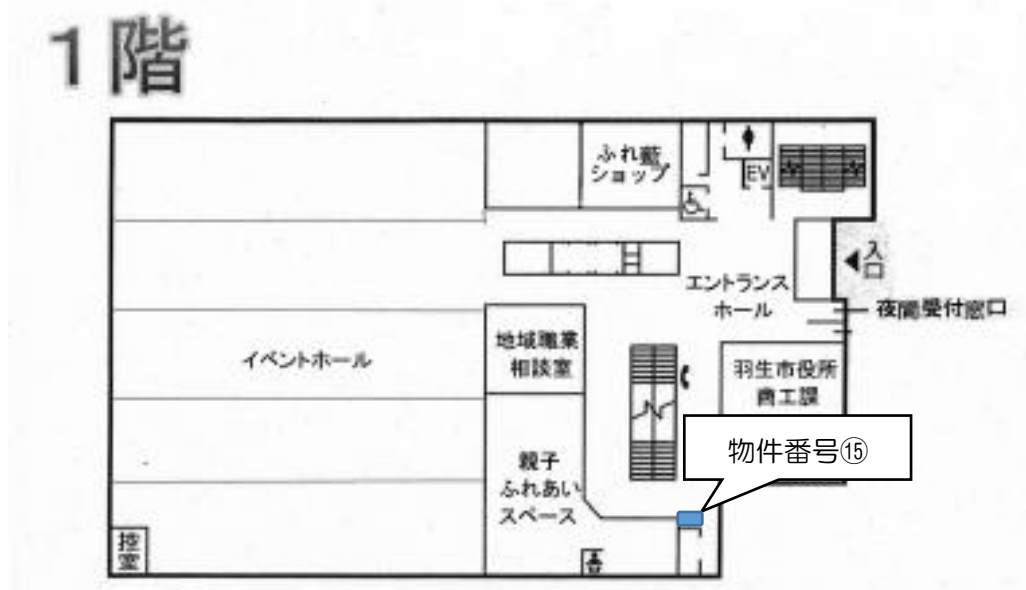
ウ 勤務者数 45名（令和8年4月1日現在）

エ 利用者数 48,846人／年（令和6年度実績），39,373人／年（令和7年度実績）

○販売種別

物件番号⑮ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号⑩：須影公民館】

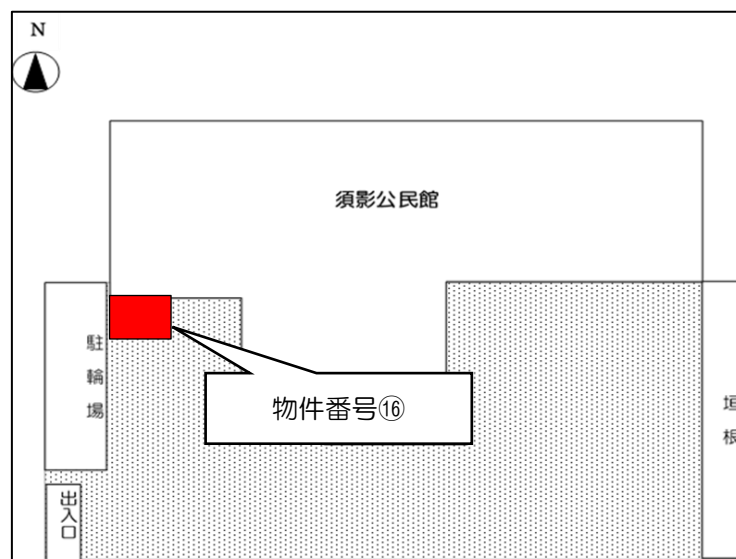
○施設概要

- ア 開館時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
イ 開館日 次の閉館日を除く毎日
①国民の祝日に関する法律で定める休日
②火曜日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とする。）
③年末年始（12月28日から1月4日）
ウ 勤務者数 5名（令和8年4月1日現在）
エ 利用者数 8,448人／年（令和6年度実績），9,864人（令和7年度実績）

○販売種別

物件番号⑩ 缶・ペットボトル

○位置図



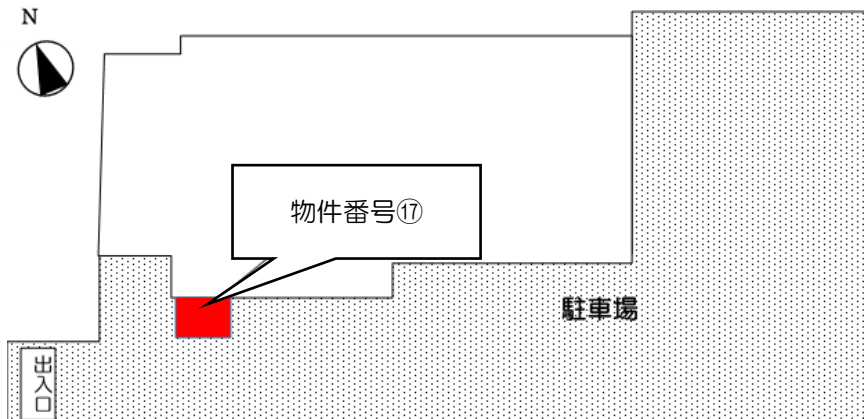
【物件番号⑰：岩瀬公民館】

○施設概要

- ア 開館時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
イ 開館日 次の閉館日を除く毎日
①国民の祝日に関する法律で定める休日
②火曜日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とする。）
③年末年始（12月28日から1月4日）
ウ 勤務者数 5名（令和8年4月1日現在）
エ 利用者数 9,710人／年（令和6年度実績），9,612人／年（令和7年度実績）

○販売種別 物件番号⑰ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号⑱：井泉公民館】

○施設概要

ア 開館時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで

イ 開館日 次の閉館日を除く毎日

①国民の祝日に関する法律で定める休日

②火曜日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とする。）

③年末年始（12月28日から1月4日）

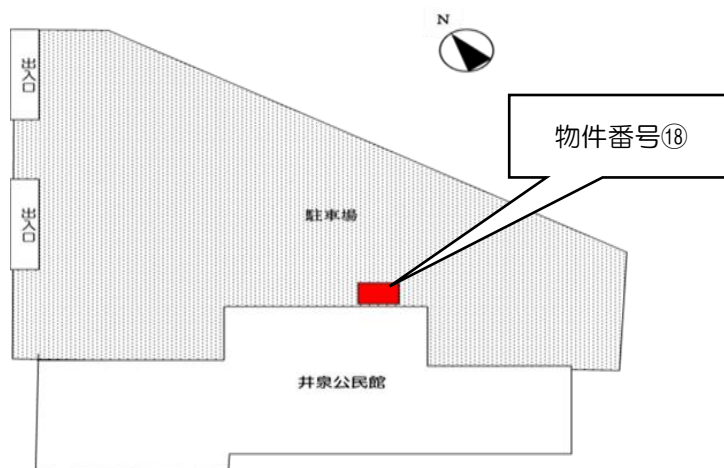
ウ 勤務者数 5名（令和8年4月1日現在）

エ 利用者数 8,256人／年（令和6年度実績），8,064人（令和7年度実績）

○販売種別

物件番号⑱ 缶・ペットボトル

○位置図



【物件番号⑱：三田ケ谷公民館】

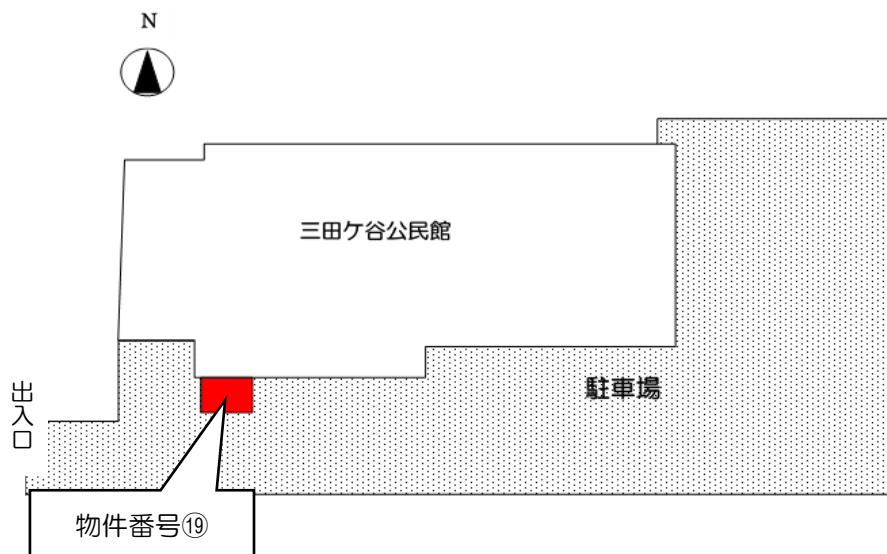
○施設概要

- ア 開館時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
イ 開館日 次の閉館日を除く毎日
①国民の祝日に関する法律で定める休日
②火曜日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とする。）
③年末年始（12月28日から1月4日）
ウ 勤務者数 5名（令和8年4月1日現在）
エ 利用者数 7,665人／年（令和6年度実績），7,934人／年（令和7年度実績）

○販売種別

物件番号⑱ 缶・ペットボトル

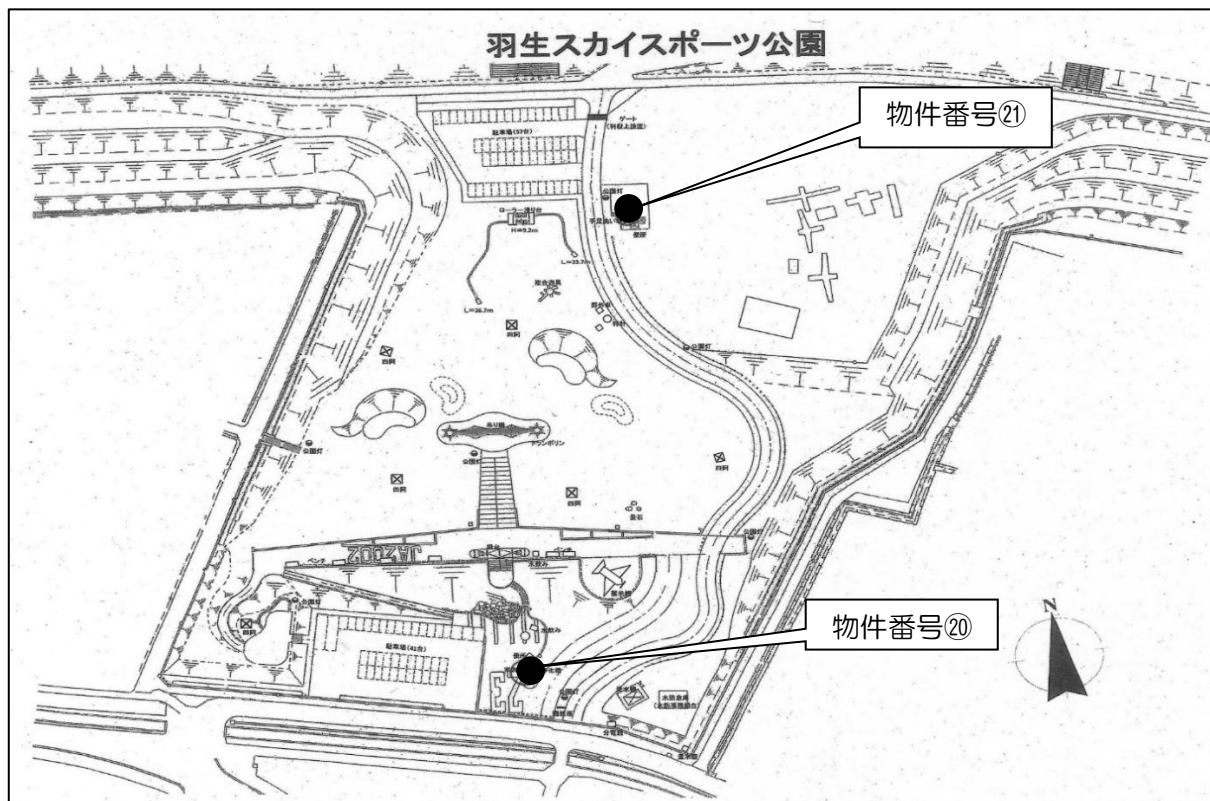
○位置図



【物件番号⑳・㉑：羽生スカイスポーツ公園】

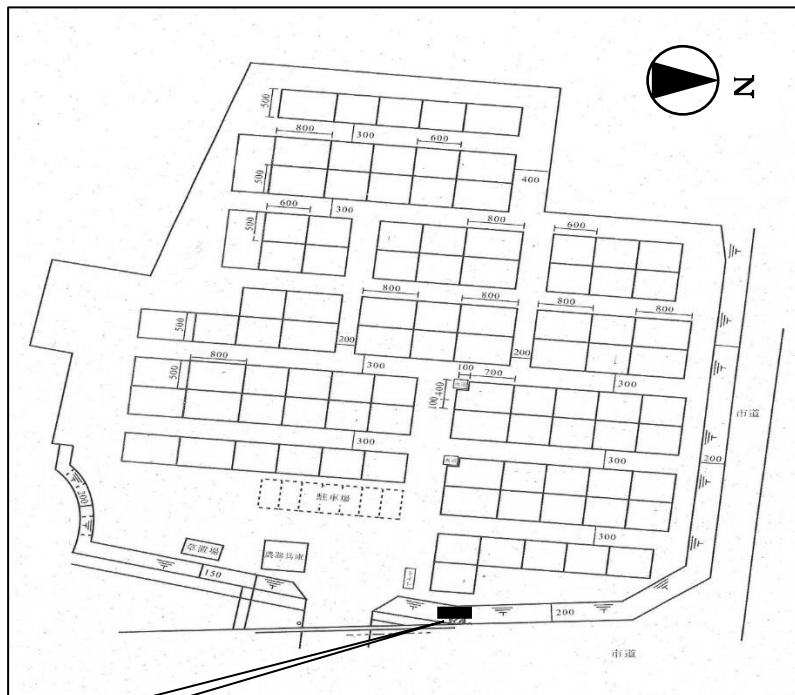
- 販売種別 物件調書⑳ 缶・ペットボトル飲料
- 物件調書㉑ 缶・ペットボトル・パック飲料

○位置図



【物件番号㉔：市民農園】

- 販売種別 物件番号㉔ 缶・ペットボトル飲料
- 位置図



物件番号㉔



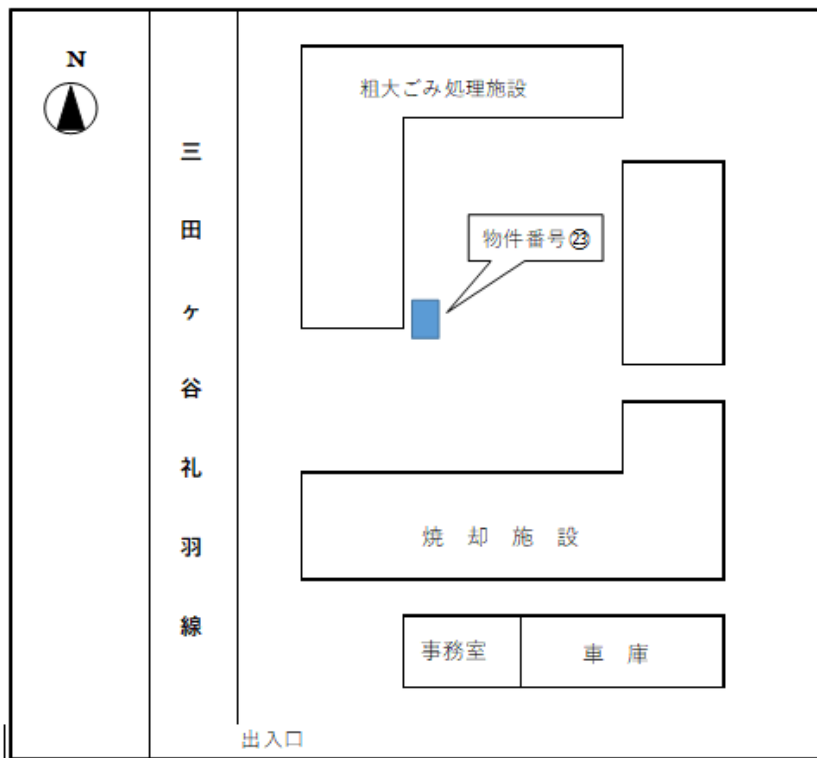
【物件番号㉓：清掃センター】

○施設概要

- ア 開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
イ 開庁日 次の閉庁日を除く毎日
① 日曜日
② 土曜日の午後
③ 年末年始（12月31日、1月2日、1月3日）
④ 国民の祝日に関する法律で定める休日
ウ 勤務者数 25名（令和8年4月1日現在）

○販売種別 物件番号㉓ 缶・ペットボトル

○位置図



(3) 販売数量実績 (令和6年度・令和7年度)

物件番号	施設名称	担当課	貸付箇所	土地・建物	年間売上数(本/年)	
					令和6年度	令和7年度
物件番号①	市役所庁舎(南)	財政課	1階ホール付近	建物	6,005	5,661
物件番号②	市役所庁舎(中央)	財政課	1階ホール付近	建物	6,067	5,716
物件番号③	市役所庁舎(北)	財政課	1階ホール付近	建物	6,812	6,769
物件番号④	市役所(庁外ATM付近)	財政課	庁外ATM付近	土地	4,154	3,462
物件番号⑤	羽生駅西口	財政課	西口階下付近	土地	6,860	6,865
物件番号⑥	羽生駅西口	財政課	西口エレベーター付近	土地	※	※
物件番号⑦	羽生駅東口	財政課	東口階下付近	土地	6,935	7,645
物件番号⑧	羽生駅自由通路	財政課	2階通路内	建物	11,778	12,045
物件番号⑨	羽生駅自由通路	財政課	2階通路内	建物	11,327	8,135
物件番号⑩	羽生駅自由通路	財政課	2階通路内	建物	12,157	12,091
物件番号⑪	消防本部(北)	消防本部	1階ホール付近	建物	3,628	4,181
物件番号⑫	消防本部(南)	消防本部	1階ホール付近	建物	3,919	3,516
物件番号⑬	消防署西分署	消防本部	西側出入口付近	土地	1,886	1,572
物件番号⑭	図書館・郷土資料館	図書館・郷土資料館	正面出入口付近	土地	2,712	3,497
物件番号⑮	羽生市民プラザ	商工課	1階階段脇	建物	2,410	2,514
物件番号⑯	須影公民館	生涯学習課	建物出入口付近	土地	1,917	1,959
物件番号⑰	岩瀬公民館	生涯学習課	建物出入口付近	土地	4,181	3,127
物件番号⑱	井泉公民館	生涯学習課	建物出入口付近	土地	4,240	3,611
物件番号⑲	三田ヶ谷公民館	生涯学習課	建物出入口付近	土地	1,195	1,203
物件番号⑳	スカイスポーツ公園	建設課	駐車場内	土地	5,802	4,264
物件番号㉑	スカイスポーツ公園	建設課	上段トイレ前付近	土地	5,336	3,705
物件番号㉒	市民農園	農政課	休憩所付近	土地	2,143	2,009
物件番号㉓	清掃センター	環境課	粗大ごみ施設南	土地	6,637	6,146

※物件番号⑥は、今回の契約で初めて設置するため、売上実績なし